

**資料1**

様式1 厚木市報道資料  (制度、その他一般等)		発信日 令和8年1月21日										
<b>あつぎ暮らし応援事業</b>												
1 概要		重点支援地方創生臨時交付金を活用した経済対策として、市内店舗で買い物などをしたレシート1万円分以上を申請すると、一人当たり6000円の補助金が受け取れる事業を実施します。										
1 期間		(1) 対象となるレシートの期間 2月1日～3月31日 (2) 申請（電子・郵送） 2月20日～3月31日 (郵送は当日の消印有効)										
2 対象 市内在住者(申請時に住民登録のある方)												
3 内容		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">補助額</td><td style="padding: 5px;">一人当たり 6000 円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">申請条件</td><td style="padding: 5px;">2月1日以降に市内店舗で発行された合計1万円分以上（税込み、複数店舗などの合算も可）のレシート（領収書など）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">申請方法</td><td style="padding: 5px;">申請書による郵送または電子（ホームページ）による申し込み。申請は1人1回。同居家族分をまとめた申請可（申請人数分のレシートが必要）。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象外となる商品・サービスなど</td><td style="padding: 5px;">①法律などで値引きできないもの（たばこ、医療費など）②換金性が高いもの（プリペイドカード、切手、商品券など）③消費喚起につながらないものの（税金、家賃など）④風営法第2条及び暴力団排除条例に該当する店舗のサービス</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">補助方法</td><td style="padding: 5px;">指定口座への振り込み</td></tr> </table>	補助額	一人当たり 6000 円	申請条件	2月1日以降に市内店舗で発行された合計1万円分以上（税込み、複数店舗などの合算も可）のレシート（領収書など）	申請方法	申請書による郵送または電子（ホームページ）による申し込み。申請は1人1回。同居家族分をまとめた申請可（申請人数分のレシートが必要）。	対象外となる商品・サービスなど	①法律などで値引きできないもの（たばこ、医療費など）②換金性が高いもの（プリペイドカード、切手、商品券など）③消費喚起につながらないものの（税金、家賃など）④風営法第2条及び暴力団排除条例に該当する店舗のサービス	補助方法	指定口座への振り込み
補助額	一人当たり 6000 円											
申請条件	2月1日以降に市内店舗で発行された合計1万円分以上（税込み、複数店舗などの合算も可）のレシート（領収書など）											
申請方法	申請書による郵送または電子（ホームページ）による申し込み。申請は1人1回。同居家族分をまとめた申請可（申請人数分のレシートが必要）。											
対象外となる商品・サービスなど	①法律などで値引きできないもの（たばこ、医療費など）②換金性が高いもの（プリペイドカード、切手、商品券など）③消費喚起につながらないものの（税金、家賃など）④風営法第2条及び暴力団排除条例に該当する店舗のサービス											
補助方法	指定口座への振り込み											
2 P R した い内容、 前回との 違いなど		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市民が対象で、補助額は過去最高。総額は8億7300万円で補助金額は7億8000万円（事業費に対する還元率89.3%）です。</li> <li>・以前に実施していた「あつぎ生活応援キャッシュバック事業」で対象外だった電気・ガス・上下水道の料金を対象とします。</li> <li>・複数枚のレシートを集めて申請できるため、少額の買い物などにも対応しています。</li> <li>・2月2日から6月30日まで、コールセンター（TEL046-240-6100）を開設します。</li> </ul>										
3 添付資料		対象品目などについて										
4 本資料の 問合せ先	部課名	産業文化スポーツ部 商業観光課（課長 熊坂 修）										
	電話	（046）225-2841										

## 対象品目などについて

市内の店舗は、小売業、サービス業などで、経済センサス（総務省統計局）を基に約3000店舗を想定しています。

(単位：店舗)

業種	店舗数	備考
小売業	1,352	※ガソリンスタンドも小売業
宿泊飲食サービス業	944	※うち宿泊は50程度
生活関連サービス業	616	クリーニング、美容室、エステなど
計	2,912	

(出典：令和3年経済センサス)

### 1 対象外となる商品・サービス

#### ① 法令等により補助の対象にできないもの

たばこ、保険診療、保険契約、処方箋に基づく医療用薬品など

#### ② 換金性が高いもの

商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど

#### ③ 消費喚起につながらないもの

税、家賃、コンビニ収納代行など

#### ④ 他の補助制度を利用したもの

#### ⑤ 風営法第2条及び暴力団排除条例に該当するもの

### 2 対象外となるレシートなど

- ①日付、金額の記載がないレシートや、店名（所在地・電話番号）の記載がなく、市内の事業者から購入したことが不明なレシート（通販サイトやクレジットカードの利用明細、コンビニなどでの収納代行）
- ②保険診療の治療費、処方箋に基づく医療用薬品、介護保険サービスなどを含むレシート
- ③有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自に発行する商品券）、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券などの換金性が高いものを含むレシート
- ④国や地方公共団体への支払いに係る納付書、納税証明書など
- ⑤出資の支払い、借入債務の支払いに係る支払証明書、振込証明書
- ⑥現金（外貨証券含む）との換金、金融機関へ預け入れに係る取引証明書など
- ⑦土地・家屋の購入、家賃・地代など不動産や資産性の高いものの購入などに係る領収書
- ⑧事業活動に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品などの購入に係るレシート
- ⑨風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業への支払いに係るレシート